

有明海沿岸 海岸保全基本計画



御興来海岸

令和8年3月変更

熊 本 県

はじめに

計画策定の背景

海岸法の改正及び海岸保全基本方針の策定（H11. 5月）

昭和31年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や財産を防護するために海岸整備が進められてきました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受けて、海岸法が平成11年に一部改正されました。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられました。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられました。国は平成12年5月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定しています。

平成11年の台風18号による高潮災害（H11. 9月）

本県においては、平成11年の台風18号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けました。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」が平成14年1月に設置され、高潮に対する防災対策のあり方について検討し、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。

海岸保全基本計画の策定（H17. 5月）

海岸法の改正に基づき、国は、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を平成12年5月に策定しています。これに伴い、本県では「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」を基本理念とし、「海岸保全基本計画」を平成17年5月に策定しました。

海岸保全基本計画の変更（H27. 12月）

平成26年12月の海岸法の改正に伴い、「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」を海岸保全基本計画に規定することとなり、本県では海岸の適切な維持管理を推進するため、海岸保全施設の「維持、又は修繕の方法」等について、「海岸保全基本計画」を平成27年12月に変更しました。

海岸保全基本計画の変更（R7. 3月）

気候変動に関する政府間パネルによる第5次評価報告書において、地球温暖化に伴い海面水位は上昇していること、更に今後においても世界平均海面水位の上昇は続いていくことが予想されています。このことを踏まえ、国は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の中で、「過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換」することを令和2年7月に提言しました。このことから、本県においても、気候変動を踏まえた防護水準の見直しを実施し、基本理念に基づき「海岸保全基本計画」を令和7年3月に変更しました。

以上のことを受け、熊本県では、「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」と

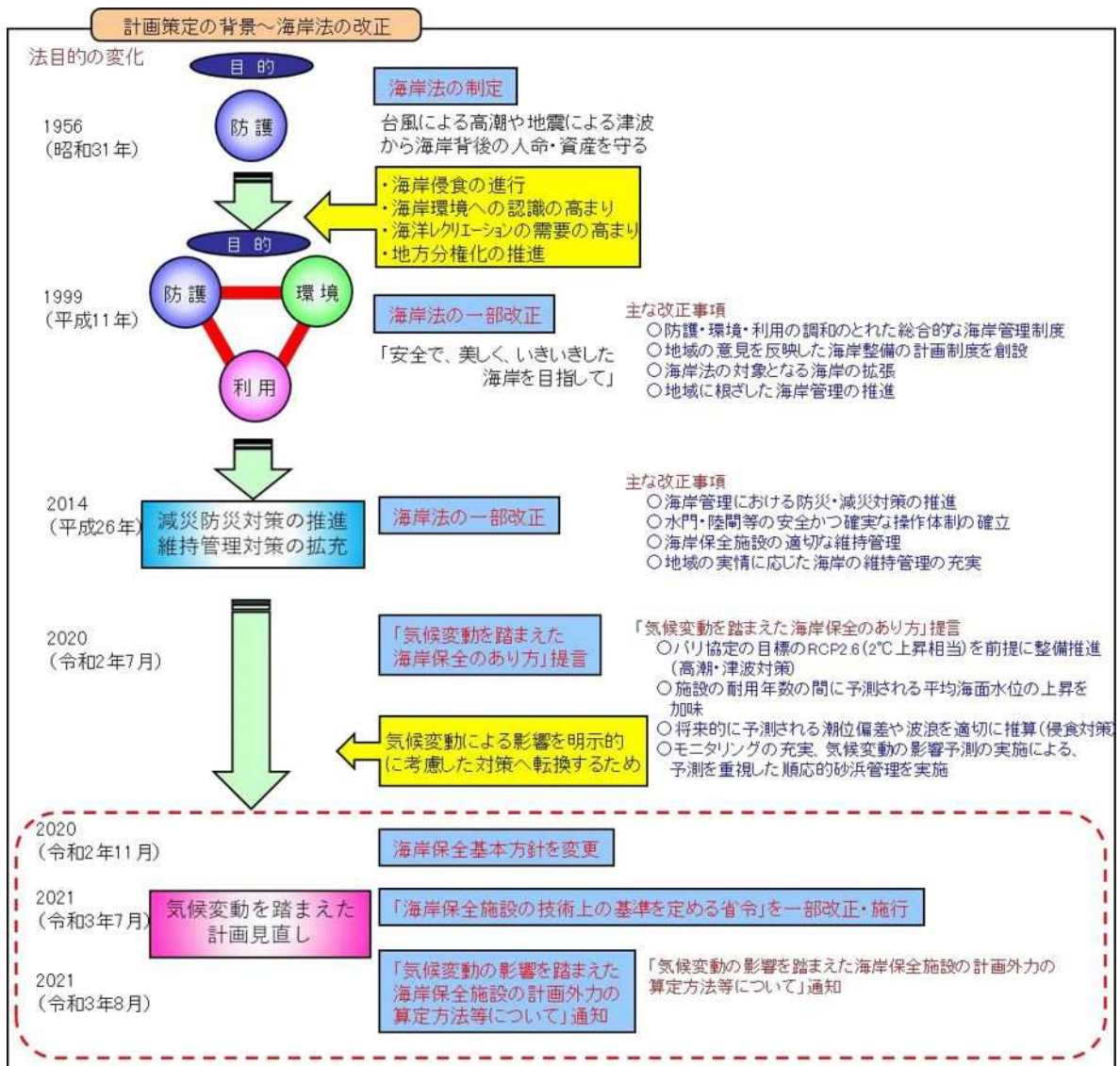
整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、有明海沿岸の海岸保全を実施していくうえで基本となる「有明海沿岸海岸保全基本計画」を策定したものです。

熊本県が目指す海岸づくり

熊本県においては、「くまもと新時代共創基本方針」のもと県庁だけでなく県民、市町村等との幅広い力を結集させ、“未来を共に創る”という視点に立って魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の某本理念である

「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んで参ります。



目 次

第1編 海岸の現況に関する事項

- 1 海岸の概況
- 2 海岸の現況特性
 - (1) 防護面から見た特性
 - (2) 環境面から見た特性
 - (3) 利用面から見た特性
 - (4) 現況特性のまとめ
- 3 海岸の課題
 - (1) 海岸の防護に関わる課題
 - (2) 海岸環境の整備及び保全に関わる課題
 - (3) 海岸における適正な利用に関わる課題

第2編 海岸保全の方向に関する事項

- 1 保全に対する基本理念と基本方針
- 2 海岸の防護に関する事項
 - (1) 海岸保全施設整備に係る前提事項
 - (2) 耐震対策
 - (3) 津波対策
 - (4) 高潮対策（将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化）
 - 1) 将来の気温上昇
 - 2) 気候変動による外力変化の考え方（海面上昇、潮位偏差、波浪等）
 - (5) 侵食対策
 - (6) 複合災害への対応
 - (7) 防護に関する施策
- 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1 海岸保全施設を整備しようとする区域
- 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
 - (1) 海岸保全施設の種類
 - (2) 海岸保全施設の規模
 - (3) 海岸保全施設の配置
- 3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- 4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

第4編 海岸保全基本計画の実施に向けて

- 1 関連計画との整合性の確保
- 2 地域住民の参画
- 3 情報の収集、公開、共有化
- 4 ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進
- 5 既存施設の有効活用
- 6 計画の見直し

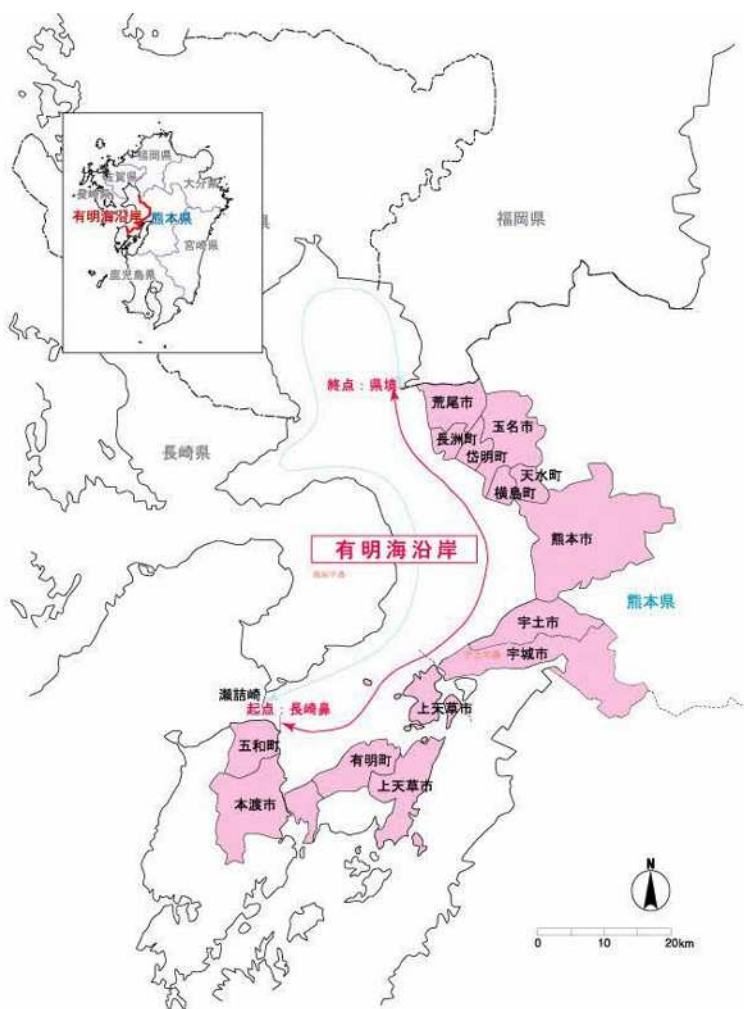
第1編 海岸の現況に関する事項

本海岸保全基本計画を策定する範囲は、国が策定した海岸保全基本方針に基づき、表ならびに図に示す沿岸域とします。

また、陸域並びに海域の範囲は、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域および一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」とします。

有明海沿岸海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域		備考
		起点	終点	
熊本	有明海沿岸	天草市五和町長崎鼻地先	荒尾市大島町地先(県境)	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とします。 天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋および合津港港湾区域北端を境界とします。 三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とします。



1. 海岸の概況

有明海は熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県に囲まれ、約100 kmも内陸に湾入する細長い形状をした閉鎖性の高い内海です。有明海沿岸は、天草下島の長崎鼻から島原半島の瀬詰崎までの約569kmです。

熊本県の区間は、天草下島の天草市五和町から宇土半島を経て荒尾市に到る約302kmで、7市1町（下記参照）が有明海沿岸に面しています。人口は約104万人となっており、（令和6年11月現在）海岸や港湾・漁港を通じて地域の生活や経済に深いつながりを持っています。

また、海岸保全区域延長は約160 kmで約53%となっています（平成15年度末、海岸統計）。

関係市町(建制順)
熊本市、荒尾市、玉名市、宇土市、 上天草市、宇城市、天草市、長洲町

海岸の特性として、有明海はその地形的な特徴から外海との海水交換は非常に少なく、湾奥に進むにつれて閉鎖水域的性格が強まり、湾奥では最大6mにもおよぶ日本一の干満差を有しています。

発達した干潟には、国内の他ではみられない多くの魚介類や野鳥などが生息し、水産資源が豊かな海域です。

一方、湾の入口にあたる宇土半島から天草下島は、山地部から直接、海に入り込む急峻な地形を形成しているため岩礁が大半を占めるが、場所により砂浜も見受けられます。その変化に富んだ風光明媚な地形や自然環境から、雲仙・天草国立公園、島原半島県立公園、三角大矢野海辺県立公園に指定され、主要な観光地となっています。

有明海沿岸は台風の常襲進路に位置するうえに、高潮が発生しやすい地形です。また、沿岸の干拓地は地盤が低いため、浸水 高潮被害が発生しやすく、沿岸の防護施設は未だ防災上十分とは言えない状況にあります。

2. 海岸の現況特性

(1) 防護面から見た特性

○地形・地質

有明海沿岸は、地形的に宇土半島を境に大きく2つの地形に分けられます。宇土半島より北部の海底地形は、河川を通じた流域からの供給土砂により遠浅で比較的平坦であり、一部には砂浜も存在しています。

また、全国的にも有名で規模の大きい干潟を形成し、沿岸の大半が干拓堤防により占められています。熊本県は有明海の干潟のうち、全面積の約1/3を占めています。

一方、宇土半島から南西部は山地が直接、海に入り込む急峻な地形を形成している海岸が大半であり大規模な干潟は存在しません。また、海底地形は傾斜しているため岩礁が多いが場所により砂浜も見受けられます。

沿岸の地質は複雑で、大別すると比較的新しい第四紀沖積層と第三紀層が概ね緑川を境として2分されています。また、玉名郡の小岱山一体の花崗岩、緑川左岸の上流部から芦北町まで大幅な帯状をなす古生層の断層地質などがあり、さらに県北部の小岱山系のマサ、平地部の軟弱層など、特殊土壌地帯がかなり広く分布しているのが特徴的です。

○気象・海象(潮位、波浪、潮流等)

福岡・熊本・長崎・佐賀の4件に囲まれ、九州南部に南から深く入り込んだ大きな内湾であり、梅雨の季節に梅雨前線や低気圧の影響を受けやすいため、降水量が多い分布になっている地域です。

有明海の大きな特徴は干満差が大きいことであり、大潮時の潮位差は湾口の早崎瀬戸で3~4m、湾奥ほどさらに大きく県北部では5m近くとなります。

外洋波の影響は小さいが、内湾でかつ地形的な特徴のため、吹き寄せによる海面上昇量も大きくなります。

潮流は、島原半島の南端と天草下島間の早崎瀬戸では約7~8ノット(約13~14km/h:1ノット=1.852km/h)であり、湾奥ほど弱くなるが、大きな潮位差や河川での入退潮によって比較的速いです。早崎瀬戸から流入した海水は天草下島・大矢野島をかすめて宇土半島沿いに北上し、河内・長洲沖を筑後川河口まで遡り、さらに引き潮に乗って佐賀県の沿岸沿いに南下し、一部は諫早湾に流入しながら島原半島を沿って早崎瀬戸へ戻ります。

○背後地の状況

海岸背後の土地利用としては、沿岸北部は市街地や低平干拓地の田園が主であり、また、荒尾港や長洲港の周辺背後地は工業地区となっています。南西部の海岸付近は道路、市街地、丘陵地となっています。

○海岸保全施設の整備状況

有明海沿岸においては、高潮対策事業を中心に一部で侵食対策事業や海岸環境整備事業を実施しています。

海岸保全施設としては、護岸・堤防・消波工などを線的に配した線的防護方式が主ですが、緩傾斜護岸や養浜、潜堤、離岸堤、突堤などの施設を用いた面的防護方式により整備した海岸もあります。



離岸堤（佐伊津漁港海岸）



消波工（島子漁港海岸）



面的防護方式（四郎ヶ浜ビーチ）

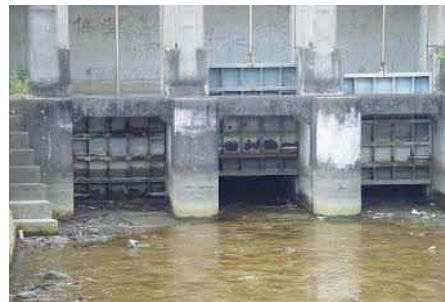


堤防（玉名横島海岸）



緩傾斜護岸（荒尾海岸）

一部の海岸保全施設では、老朽化や沈下及び土砂堆積などによる樋門閉塞などが生じています。



樋門の土砂堆積（住吉海岸）

○海岸災害の特徴

【高潮 高波】

有明海沿岸は台風の襲来回数が多く、潮害などによる大きな被害を受けています。昭和2年9月12～13日にかけて来襲した台風による高潮及び高波は、有明海沿岸全域で広範囲に海岸堤防を決壊させ、甚大な被害をもたらしました。

その被害状況は、死者行方不明者百数十名、住家の流出、倒壊、半壊、浸水被害は1万数千戸、2千数百ヘクタールの農地が泥土に埋没したとの記録が残されています。

その後も昭和30年代を中心に相次いで来襲した大型台風による堤防の決壊などにより、住宅地や農地などへの浸水被害が頻発しました。

近年では、平成11年9月の台風18号による高潮高波によって有明海及び八代海は甚大な被害を被ったが、特に、熊本県下では八代海沿岸域を中心に過去最大級の被害を受けました。



高潮による災害（熊本市沖新）

【侵食・堆積】

有明海沿岸の一部には砂浜海岸が見られ、局所的な侵食はありますが、背後地の資産を脅かす大規模な海岸侵食は見られていません。また、菊池川、白川、緑川などの河口部では土砂堆積に伴い干潟が発達しており、干拓堤防における樋門の排水不良に伴う湛水被害が懸念されています。

【津波 地震】

津波については、江戸時代・寛政4年に「島原大変肥後迷惑」で有名な対岸の島原半島の雲仙における火山活動を原因とする眉山の崩落により本沿岸に巨大な津波が来襲し、島原と合わせて死者1万5千人といわれており、熊本市松尾では、亡くなられた方々を供養した「南無妙石」や津波が到達した箇所を示す「波先石」の碑が貴重な資料として残っています。

熊本地方気象台が昭和6年に三角検潮所を設置し観測を開始しましたが、これまでに津波は観測されていません。また、津波として文献に記録されているものも、眉山の崩壊による津波以外に3件しかなく、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況です。また、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」で引用されている「日本被害津波総覧」においても、熊本県を含め九州西岸の周辺海域における津波の発生は記述されていません。

地震については1889（明治22）年7月28日には、熊本市域を走る立田山断層によると推定されるマグニチュード6.3の地震が発生しています。2016（平成28）年4月14日には、熊本県熊本地方においてマグニチュード6.5の地震が発生し、震度7を観測しました。また、16日にはマグニチュード7.3の地震が発生しています。

○海岸防護を取り巻くその他の事項

広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象*による周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されています。

※ エルニーニョ現象は、太平洋の赤道から南米のペルー沿岸にかけての海域で海面水温が高い状態が続く現象で、同じ海域で海面水温が低い状態が続く現象がラニーニャ現象です。また、インド洋の熱帯域において、東部で海面水温が低くなり、西部で海面水温が高くなる現象がダイポールモード現象です。

(2)環境面から見た特性

○流入河川

干潟域には菊池川（流域面積996km²、長さ71km）、白川（流域面積4,800km²、長さ74km）、緑川（流域面積1,100km²、長さ76km）などの一級河川と多くの二級河川が流入していますが、天草地域には一級河川の流入はなく、二級河川のみです。

○自然海岸

熊本県における自然海岸の延長は、平成10年の環境庁の調査では387.9km（全海岸延長の36.6%）であり、地域住民が安全に利用することを目的として、人工ビーチの整備（本渡海水浴場等）や高波の減衰を目的とした海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下しています（平成6年から平成8年にかけて熊本県全域で29.5km（7.1%）減少）。

○水質

海域における「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）において、カドミウム、総水銀などの健康項目については環境基準を達成しています。COD、全燐、全窒素などの生活環境項目のうちCODについては、有明海海域の大半はA類型（COD：2 mg/L以下等）、港周辺はB類型（COD：3mg/L以下等）～C類型（COD：8mg/L以下等）、白川・緑川河口においてはB類型（COD：3 mg/L以下等）の類型指定を受けていますが、令和5年度はA類型のCODの環境基準を満たしていません。また、全燐、全窒素の生活環境項目については、海域の一部を除いて環境基準（Ⅱ～Ⅲ類型）を達成しています。

一方、海水浴場の水質判定は、大部分がAA判定（ふん便性大腸菌群数：不適合等）及びA判定（ふん便性大腸菌群数：100個/100mL以下等）です。

また、有害赤潮の増加や貧酸素水塊の発生などの現象が見られます。

○藻場

有明海における藻場は、干潟域にはアオサ、アオノリが生育していますが、その規模は極めて小さいです。また、天草諸島周辺の岩礁地帯にはアカモク、マメダワラ、ノコギリモクなどで形成されるガラモ場が広がっています。

また、藻場についてはかなり減少したことが確認されています。



ガラモ場

○干潟

平成6年3月の環境庁「海域生物環境調査報告書」によると、福岡県境から宇土半島の中央部にかけて、広いところでは沿岸から5kmの沖合まで張り出すなど広大な干潟が形成されています。底質は、県北部の荒尾から長洲にかけては、細砂～微砂が主体です。鍋（熊本県玉名市岱明町鍋）から横島にかけての菊池河口周辺は、やや粒子が大きくなり粗砂～中砂が主体です。松尾より南の緑川河口周辺の底質は細砂～微砂です。また、河川の流入する河口周辺干潟の清澄度が落ちてきたこと、あるいは干潟に浮泥が多く堆積しているなどの変化が記されており、底生生物への影響が懸念されます。

なお、平成10年3月の「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査総合報告書」によると、熊本県の干潟の面積はわが国最大（平成10年環境庁調べで10,337.6ha）となっています。

○動・植物

【動物相】

有明海は、閉鎖性が強い海域であり、河川から運び込まれた土砂により独自の干潟の環境を形成し、日本国内では他にみられない特産種が多数生息しています。そしてムツゴロウ、ハクセンシオマネキ、アリアケヒメシラウオやアリアケシラウオなどの学術的にも貴重な生物が多種生息しています。

これらの中には絶滅が危惧されている種類も多いです。



ムツゴロウ



ハクセンシオマネキ

さらに、ハマグリやアゲマキなどの貝類などの底生生物についても数多く確認されていますが、近年の水質や底質などの海域環境の悪化により底生生物への影響が懸念されます。

また、有明海は国内でも有数の水鳥の飛来地です。特に、日本最大のシギ・チドリ類の飛来地として一大聖域となっているため、多くの地域で鳥獣保護区に指定されています。

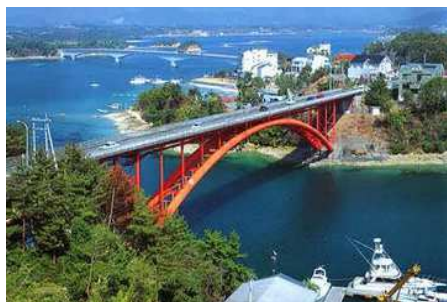
代表的な種類は、ツクシガモ、ツバメチドリ、クロツラヘラサギ、クロサギなどです。その中でも冬鳥のツクシガモは、有明海以外ではほとんど見られません。

天草下島と島原半島に挟まれた早崎瀬戸周辺には、バンドウイルカが棲み着いており、イルカウォッチングが盛んです。

【植物相】

有明海沿岸の海岸林は、天草地方にクロマツやアカマツが多くみられ、海の青さと森林の緑が一体となって美しい景観を形づくり、観光や海水浴で訪れる人々を和ませています。また、この地方の海岸林は魚つき林機能を併せもっており、豊かな水環境を形成しています。

また、藻場は天草諸島周辺の岩礁帯を中心に広がっていますが、埋立てなどにより減少しています。



松島の島々



老岳山頂（天草市有明町）

○景観・自然公園

宇土半島より北部は、干拓などによる海岸が多くを占めており、広大な干拓景観を望むことができます。

また、宇土半島より南西部は、岩礁・砂浜を主とする海岸景観を有しており、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園に指定されています。

特に、有明海岸松並木（白砂青松百選）、御輿来海岸（渚百選）、天草松島（白砂青松百選）などの美しい海岸は景勝地となっています。



日本の夕日百選（上天草市松島町）



御輿来海岸

○海岸環境を取り巻くその他の事項

有明海沿岸は、地域による海岸愛護活動への取組みがみられます。河川から流出してくるゴミや流木の漂着、海岸利用者が残していくゴミや不法投棄などに対して、地域住民の参加による海岸清掃や海岸愛護を促すための立て看板の設置なども行われています。

一方、教育現場においても海岸愛護の必要性を認識させるために、清掃活動や堤防壁面の作成および看板設置など、環境教育に取り組まれています。

(3)利用面から見た特性

○背後人口

有明海沿岸に面する市町は、荒尾市、長洲町、王名市、熊本市、宇土市、宇城市、上天草市、天草市の8市町(7市1町)であります。人口は県内の約61%にあたる約108万人(平成27年4月現在)が集中しています。

人口は熊本市が最も多く増加傾向にあります。沿岸全域では減少傾向の市町が多いです。

○歴史・文化

有明海沿岸には多くの貝塚、古墳などの遺跡や文化財が点在しており、沿岸の豊富な水産資源などにより恵まれた漁場として利用され、古くから人々が住み栄えていたことが分かります。また、玉名平野、熊本平野では加藤清正の時代から干拓が本格化しました。横島町などでは、旧干拓石積み堤防が残っており、先人の苦労と地域の歴史を示す重要な構造物となっています。

また、天草地方には天草四郎時貞にまつわる伝承が多く残されています。



貝塚(宇土市)

○沿岸の利用状況

【産業活動(漁業 港湾)】

有明海沿岸は、海面養殖業や漁業が盛んであり、中小31の漁港が点在し、県内の水産業において重要な役割を果たしています。

有明海沿岸の最も重要な漁業として第一に挙げられるものは、ノリ養殖漁業であり、次いでアサリを対象とした貝類の採貝漁業です。

ノリの養殖漁場は、荒尾から宇土半島にかけて行われており岸寄りに支柱式、沖寄りに浮流し式の漁場が広がっています。

また、貝類のうちで主要なものはアサリ、ハマグリ、タイラギです。このうちアサリの漁獲量が最も多く、主要な漁場は緑川河口域や菊池川河口域です。

しかし、近年の水産業は、資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化等が進行し、併せて、有明海における赤潮によるノリ及び魚類養殖に対する被害の発生や漁業生産の減少により極めて厳しい状況となっています。



ノリの養殖漁場

一方、物流の拠点となる港湾も8港あります。その中でも熊本港は重要港湾に指定され、年間約100万人が利用する人流の一大拠点でもあり、熊本都市圏の国際物流拠点として、人や物流の輸送を支えています。



熊本港

【観光 レジャー活動】

宇土半島より以北は、ほとんどが干潟に覆われているため、春には潮干狩りで賑わい、干潟や堤防の天端を利用したイベントも開催されています。

熊本港周辺の干潟では毎年、干潟フェスタが開かれて、干潟に関する学習の場としても利用されています。



潮干狩り（長浜海岸）



干潟フェスタ（熊本港親水緑地広場）

また、宇土半島より南西部は、変化に富んだ風光明媚な海岸を有しており、海水浴やキャンプ場、魚釣り、マリーナなど様々な利用形態がみられます。



大田尾海水浴場



本渡海水浴場

海岸を利用したイベントは、鍋海岸の観光地引き網、白竜船競争や海上花火が行われる天草五橋祭など、各地で様々なイベントが繰り広げられています。



地引き網（鍋海岸）



天草五橋祭（白竜船競争）

【海岸利用を取り巻くその他の状況】

沿岸全体としては直立式の堤防や護岸が多いため、水際線に近づくことが困難である海岸の割合が高いが、水際線へのアクセス性の向上のため、階段護岸やスロープなどの整備が実施されている海岸も多数存在しています。

また、駐車場、トイレ、休憩施設などの便民施設が海水浴場などで整備しており、海岸利用者の利便性の向上に貢献しています。しかし、一部利用者のマナーの悪さによる設備の破損や落書きなどが確認されています。

○交通体系

有明海沿岸の主要交通は、道路、鉄道、航路および空路です。

主要幹線道路は国道501号、57号、266号、324号であり、鉄道は「荒尾～熊本～三角」間、バスは「熊本～天草（本渡）」、「三角～上天草（松島）」、「上天草（松島）～天草（本渡）」間などで運行しています。

航路は「熊本港～島原港」、「長洲港～多比良港」などで運航しています。

(4) 現況特性のまとめ

(1) ～ (3) に、有明海沿岸における現況の代表的特性を記載した内容について、その他も含めて下表のとおり一覧表に整理しました。

有明海沿岸の現況特性			
防護	海岸地形	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は干潟 ・県南西部は崖海岸、岩礁が大半を占めるが、小規模な砂浜・礫浜が点在 	
	海象特性	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸は閉鎖性水域で、外洋波の影響は小さい ・潮位差は県北部で5m程度、県南西部で3～4m程度 	
	背後地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は市街地、田園（低平干拓地） ・県南西部は海岸付近に道路、市街地・丘陵地 	
	主な海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は堤防、護岸 ・県南西部は護岸が多いが、一部で階段護岸・養浜 ・一部で天端高不足、老朽化、沈下 	
	主な海岸災害	<ul style="list-style-type: none"> ・全域で高潮と高波による越波 ・県南西部の一部で侵食 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化 	
環境	主な流入河川	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は菊池川、白川、緑川等の一級河川と二級河川が流入 ・県南西部は二級河川が流入 	
	海域の水質 (類型指定状況等)	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分がA類型であるが、港湾周辺はB～C類型、白川・緑川河口はB類型 ・CODの環境基準はA類型の海域で未達成、海水浴場の水質はAA～A ・有害赤潮の増加、貧酸素水塊の発生 	
	藻場	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は荒尾・長洲地先にのみ分布 ・県南西部は、ほぼ全域に岩礁性藻場が分布、現存藻場面積は減少傾向 	
	干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は全域が干潟であるが、県南西部は宇土半島の先端付近など若干 ・干潟面積は減少傾向、干潟の泥質化 	
	注目すべき動物	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部はムツゴロウ、クロツラヘラサギなど ・県南西部はハクセンシオマネキ、オオズグロカモメなど 	
	注目すべき植物	<ul style="list-style-type: none"> ・有明海岸松並木、松島の海岸林（クロマツ、アカマツ） 	
	海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は広大な干潟景観 ・県南西部は岩礁、砂浜等の風光明媚な自然美 	
	自然公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・上天草市から宇土半島にかけて雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園に指定 	
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に起因するゴミや流木の漂着 ・一部で車両乗り入れ、ゴミの不法投棄 		
利用	背後人口	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は荒尾、熊本周辺に集中 ・県南西部は海岸背後に集積、減少傾向 	
	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部は、干拓の歴史や独特の干潟漁法 ・天草地域は、天草キリシタン歴史や南蛮文化、天草四郎時貞にまつわる文化 ・縄文期の海岸遺跡 	
	沿岸の利用状況	産業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本港（人・物流拠点） ・天草地域は遊漁船が多い
		漁業・水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部はノリ養殖、アサリ・タイラギなどの採貝漁業、一般海面漁業が盛ん ・天草地域は各種魚類を対象とした刺し網、釣りやクルマエビの養殖等が盛ん ・近年ノリの不作、魚類養殖の赤潮被害
		観光・レジャー活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場、潮干狩り、キャンプ場、マリナー、磯・船釣り等 ・海洋レジャーは、特に天草周辺で盛ん
その他の事項		<ul style="list-style-type: none"> ・堤防、護岸が多く海浜へのアクセスは悪い ・一部で、海岸利用者のマナーが悪く、漁業者や地区住民とトラブル発生 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸の主要交通は、道路、鉄道、航路 ・長洲、熊本、三角から長崎方面へフェリーが就航 ・「本渡港-熊本港」は高速旅客船が就航 		

3. 海岸の課題

有明海沿岸の現況特性などから、特に海岸に対する影響が大きい項目について、防護面 環境面 利用面における課題を抽出しました。

【海岸の防護に関する課題】

- ・有明海沿岸の北部は背後に市街地、干拓農地および道路などが集積した低平地（干拓地）が存在し、南西部は山地が海に迫り海岸付近に集落、道路が集積しています。
- ・台風の常襲進路に位置し、高潮や高波による越波、浸水の被害が懸念されます。また、地形的な特徴のため干満の差が大きく、吸い上げと吹き寄せによる海面上昇量が満潮と重なると、高潮被害が発生する可能性が高くなります。
- ・広域的 長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めたによる周期的な気候 海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されています。
- ・施設整備による防災対策には限界があるため、防災情報の収集・提供や避難体制の強化などによる防災・減災の必要性が生じています。
- ・これまでの海岸保全施設の整備により一定の安全性は確保されているものの、新たに整備が必要な箇所や施設の老朽化、沈下などに伴う機能低下が見られ対応が必要な箇所も確認されています。
- ・土砂堆積により閉塞した樋門などへの対応が必要です。
- ・熊本県の近海や有明海における津波発生の可能性、規模などについて検討が必要です。

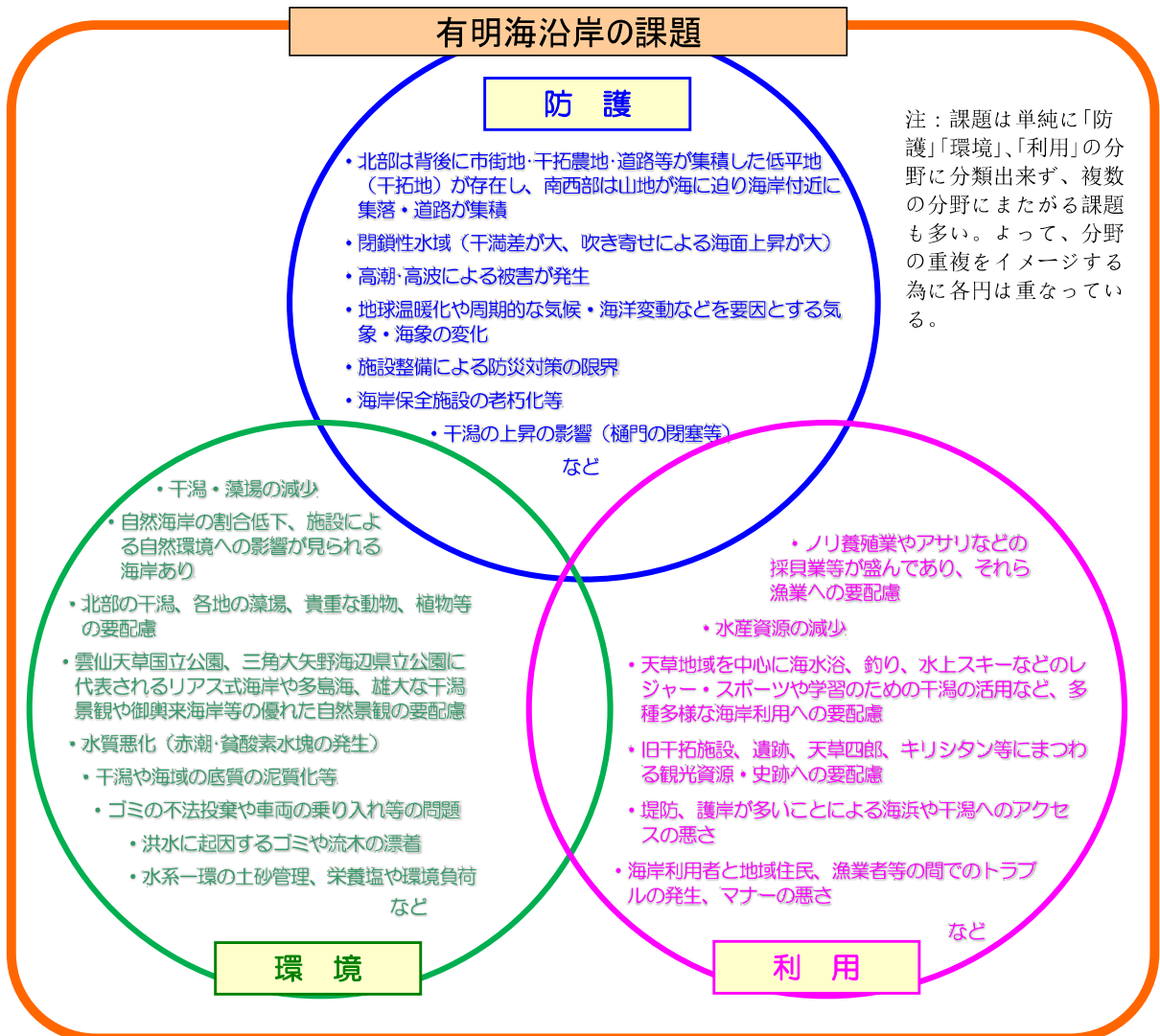
【海岸環境の整備及び保全に関する課題】

- ・水質浄化機能を有し、生物の生息 生育地として重要な干潟や藻場などが減少しています。
- ・海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下しています。
- ・北部の広大な干潟、各地の藻場、貴重な動物・植物などの豊かな自然環境に配慮する必要があります。
- ・雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立公園に代表される良好な海岸景観、多島海、雄大な干潟景観や御輿来海岸などの優れた自然景観に配慮する必要があります。
- ・有機物の堆積をはじめとする水質、底質など海域環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊が見られる中で、二枚貝をはじめとする水産資源の減少やノリの養殖など、漁業生産量は不安定な状況が続いています。
- ・良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの不法投棄、その他海岸環境を損なう心ない行為、洪水に起因するゴミや流木などへの漂着などについても対応が必要です。
- ・従来、土砂管理について山地、河川、海岸などを個別に考えてきましたが、水系一貫した土砂の管理・制御の考え方が必要となってきたとともに、環境負荷、栄養塩などについても同様に水系一貫の考え方が必要となってきました。

- ・地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする、気温、海水温の上昇や降水などの気候パターンの変化、さらには海面の上昇などが予想されており、これらの環境変化が及ぼす干潟をはじめとする生態系への影響が懸念されます。

【海岸における適正な利用に関する課題】

- ・沿岸はノリ養殖業や採貝業などが盛んですが、一方で水産資源の減少も見られるため、漁業への配慮が必要となります。
- ・天草地域は海水浴、釣り、水上スキーなどのレジャー・スポーツが盛んであり、また、学習のための干潟の活用も行われていますが一方で、沿岸には遺跡やキリシタンなどにまつわる観光資源 史跡、祭事などが数多く存在しており、海岸や地域の特性に応じた、多様な海岸利用や文化財保護への配慮が必要となります。
- ・多様化する海岸へのニーズ（レジャー、スポーツ、学習の場）に対し、沿岸は堤防、護岸が多く、海浜や干潟へのアクセスが十分ではありません。
- ・海岸利用者と地域住民、漁業者などの中でのトラブルの発生、一部海岸利用者のマナーの悪さが見受けられるため、ルールづくりなどの対応が必要です。



第2編 海岸保全の方向に関する事項

1. 保全に対する基本理念と基本方針

海岸は海と陸と大気が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間です。また、様々な利用の要請があるため、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められています。

これまでの海岸保全では、人命や財産を災害から護ることを中心に取り組み、結果として防護の面で大きな効果を発揮してきましたが、一方で自然環境への負荷につながった側面があります。これからは、社会と自然が共生する海岸を目指し、防護とともに良好な海岸環境の保全 再生と有効に利用できる海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。

そこで熊本県では、各海岸・地域の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進することとし、次のとおり基本理念を定めました。

防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進

基本理念に基づき、有明海沿岸の防護・環境・利用における方針を次のように定めます。

【防護：海岸の防護に関する基本方針】

平成11年9月の台風18号の災害を踏まえて、高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護するために、自然環境や海岸利用に配慮しながら、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づく海岸保全施設の整備や機能維持を引き続き行います。

さらに施設の能力を超えた高潮や波浪などによる災害発生に対処するため、行政と住民が一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を進めます。

【環境：海岸環境の整備及び保全に関する基本方針】

多様な生物が生育・生息する北部の広大な干潟や藻場、砂浜をはじめとした自然環境や、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園の指定区域に代表されるような良好な海岸景観などの次世代に継承すべき環境の保全と再生に努めます。

【利用：海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針】

ノリ養殖をはじめとした各種漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場及び学習の場など海岸利用における多様なニーズに対し、地域の文化や歴史を尊重しつつ、自然環境や防護に配慮しながら、多くの人々が有効に利用できる海岸づくりに努めます。

(施策の展開)

上記基本方針を受け、熊本県は、海岸保全に関する施策などにより「防護 環境 利用が調和した総合的な海岸保全」を推進します。

なお、推進に当たっては、行政機関、地域住民、学識経験者などの連携を図るとともに、防護 環境 利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努めます。

- ※1 ソフト対策：施設整備以外の対策を総称してソフト対策と呼ぶ。
それに対して施設整備をハードもしくはハード対策と呼ぶ。
- ※2 地域住民：NPO、NGO、町内会、漁業協同組合、水防団など住民により組織された団体も含む。

2. 海岸の防護に関する事項

基本方針に基づき、海岸の防護に関する事項を次のように定めます。

(1) 海岸保全施設整備に係る前提事項

○熊本県高潮対策検討会

平成11年9月の台風18号の高潮災害を再び繰り返すことのないように、学識経験者、関係省庁機関、マスコミ、病院、消防といった防災関係者からなる「熊本県高潮対策検討会」において、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。熊本県では、その検討成果を既往の海岸保全基本計画や海岸管理等に反映してきました。

○「想定最大高潮」による総合的な防災・減災対策への取組み

前述の「熊本県高潮対策検討会」を受けて、熊本県では、防災・減災を進めるために、防護の目標として「想定最大高潮」^{※1}を設定しました。「想定最大高潮」とは、熊本県の沿岸域を中心とした過去の気象観測資料に基づき、数値計算モデルによって推算した「想定される最大規模の台風により起こされる高潮」のことです。

この「想定最大高潮」に対して、「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」に基づく海岸保全施設の整備と、行政、住民などが一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を、バランス良く一体的・総合的に進めてきました。

^{※1} ここでの「想定最大高潮」とは、過去に熊本県に影響を与えた5つの主要台風が様々なコースにくまなく走らせるシミュレーションを実施して得られたものであり、「高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.11」（令和5年4月 農林水産省 国土交通省）で想定している国内の既往最大規模の台風とは異なる。

○施設整備の目標となる「整備水準高潮」

前項の「想定最大高潮」に対し、堤防等の海岸保全施設の目標規模となる「整備水準高潮」を設定し、施設整備を進めてきました。

この「整備水準高潮」とは、99年台風18号（平成11年9月）の高潮災害を防止するために必要とした八代海湾奥での施設規模と同等の安全度を確保できるよう、中心気圧958hPaの台風が最悪の経路を通過した場合を想定し、数値計算モデルにより推算したものです。

(2) 耐震対策

想定される最大級の地震が発生した後も高潮、津波による浸水を防ぐこととし、地域防災計画の想定地震や中央防災会議や地震調査研究推進本部等国の機関の想定地震を対象に、海岸保全施設の耐震性を確保し浸水被害を防ぎます。

(3) 津波対策

熊本県で現在想定される津波高は、おおむね高潮に対する防護水準となる堤防高を下回ります。そのため、津波対策としては、高潮の防護水準の高さまで耐震性能を有する施設を整備することで対応できるとみられますが、津波は発生の予測が難しいこと、また、想定を上回る津波の発生も否定できないため、適切な監視体制を維持して参ります。

(4) 高潮対策(将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化)

1) 将来の気温上昇

気候変動の影響は世界的に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、RCP※2シナリオとして、21世紀末頃には産業革命以前と比べて2℃～4℃程度の気温上昇が予測されています。

このような状況のもと、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）では、パリ協定の目標である2℃上昇を前提として、海岸保全施設の整備推進等が示されています。

熊本県の高潮対策においても、この提言に準じ2℃上昇を前提として防護水準を定めています。

※2RCP シナリオとは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたシナリオのことを示す。

2) 気候変動を踏まえた防護水準の設定

既往の「整備水準高潮」をもとに2℃上昇を反映した防護水準を設定したうえで、これを高潮に対する防護水準としています。

(5) 侵食対策

侵食により著しく背後地に被害が予想される海岸においては、必要な侵食防止を図るものとします。

(6) 複合災害への対応

近年、気候変動の影響等により全国的に大規模な災害が頻発しており、高潮と高波、地震と高潮、地震と洪水、高潮と洪水等のように複数の災害が同時生起することによって発生する複合的な災害も考えられるため、海岸保全にあたっては、単独の災害だけでなく複合的な災害の発生にも備える必要があります。

(7) 防護に関する施策

基本方針に基づき、防護に関して以下の施策を推進する。

①海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備します。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護 環境 利用の調和が取れた新たな手法の採用など自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮します。

また、事業の策定・実施段階を通じて、地域住民等との意思共有を図ることで、幅広い力を結集させ、熊本県の未来を共に創っていくことで魅力ある海岸づくりに努めていきます。

②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実に図ります。

③高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供します。

④「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実に図ります。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信します。

⑤関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催します。

⑥防災関係機関対象の防災講習会の実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催します。

⑦高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓練などを実施します。

⑧自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図ります。

⑨地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行います。

⑩海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行います。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行います。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めます。

⑪諸機関との連携と「流域治水」

よりよい海岸づくりを行っていくために、行政機関、地域住民、学識経験などの連携を図るとともに、防護・環境・利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努めます。

その際、海岸管理者だけでなく他管理者や住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる、「流域治水」の観点での取り組みにも努めます。

事例：②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実(H16.6.14一部運用開始)



※ このシステムでは、潮位、風向 風速の他にも、気象、雨量、河川水位、土砂災害危険度情報、ダム情報などの防災情報をインターネットで一元的に発信している。うち、気象、潮位、河川水位、土砂災害危険度情報については、メールなどで市町村へ送信します。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

基本方針に基づき、環境に関して以下の施策を推進します。

①多様な生物の生育 生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

なお、整備に当たっては「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度や本県が独自に導入している「熊本県環境配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施します。

また、防護、利用との調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進します。

②良好な海岸景観への配慮

多島海、白砂青松海岸、広大な干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

なお、整備に当たっては「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守します。

③環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開します。

④環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努めます。



良好な海岸景観（御輿来海岸）



クロツラヘラサギ

4. 海岸における適正な利用に関する事項

基本方針に基づき、利用に関して以下の施策を推進します。

①多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場、レクリエーション活動の推進などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

②海岸における快適性 利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努めます。

③海岸利用のマナー向上

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進めます。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者の啓発などにも取り組みます。

また、八代海沿岸内では県内初の拠点となる「渚の交番」を設置し、地元産食材や人材、文化などの地域資源を活用し、地域振興・魅力ある海岸づくりを図ることで利用者のマナー向上にもつながっています。

④学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用します。

⑤情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進します。



ビーチバレー（松原海岸）



フィッシャリーナ天草（樋合島）

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第2編で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載します。

ただし、区域、記載事項については、現在施設整備を実施している箇所 事項もしくは今後実施が想定される箇所・事項を記載しており、今後、施設の整備に当たり区域、記載事項の変更が生じることが想定されるため、その場合は適宜見直しを実施します。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修や維持・補修などが必要な箇所で、別表及び別図に設定した区域とします。必要に応じて区域などの見直しを実施します。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、別表及び別図に記載しています。実施に当たっては、社会情勢や技術開発の進歩などを考慮しつつ、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見も聴取しながら、適切な海岸保全施設の整備手法の採用に向けて具体的な検討を行い、その結果記載事項に変更が生じる場合は見直しを実施します。

(1) 海岸保全施設の種類

現在の海岸保全施設もしくは今後整備が想定される施設の種類を記載します。実施に当たっては、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見により総合的に施設の種類を決定します。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び代表天端高[※]を示すものとします。

※天端高：構造物の最上端の高さ

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとします。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとして、別表及び別図のとおり設定します。

4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持します。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していきます。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、別表及び別図のとおりとします。

第4編 海岸保全基本計画の実施にむけて

本計画において、有明海沿岸における現況の特性を整理、課題を抽出し、それに基づき、社会と自然が共生する海岸を目指した「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」という基本理念と防護、環境、利用の基本方針を定め、実現に向けた施策を示しました。

行政機関、地域住民、学識経験者などの幅広い力を結集させることで実効的かつ効果的に計画を推進することが重要であり、また、熊本県の未来を共に創るという考え方を取り入れながら施策を実施するものとします。

ここでは、本計画の実施に向けて留意すべき事項について記載します。

1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画と整合性を確保します。

2. 地域住民の参画

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて、幅広い力を結集させることと併せて熊本県の未来を共に創るという考え方により適宜、地域住民の参画を得ます。

3. 情報の収集、公開、共有化

海岸の防護、環境及び利用について、調査や研究及び情報の収集に努めるとともに、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開します。また、情報の共有化を進めるための取組みを検討・実施します。

4. ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な海岸保全の推進

より効果的に海岸保全を推進するために、各施策間の連携を図りながらハード対策とソフト対策が一体となった総合的な施策の進め方を検討します。

5. 既存施設の有効活用

適正な維持管理を行いつつ既存施設を有効に活用することにより、コスト削減や環境への負荷の軽減などに努めます。

6. 計画の見直し

海岸保全の推進に向け、各施策の実施状況、海岸保全に関する技術の進歩、社会状況の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しに取り組むものとします。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年2100年時点)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
1	長崎海岸	天草市五和町字大手木地先～字長崎地先	(農)	護岸消波工		1.26		1.26		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地 その他		侵食対策	
2	御領漁港海岸	天草市五和町御領字黒崎～字千切地先	(水)	護岸		4.08		4.08			天草市の一部	住宅地、商業業務地 工業地、農用地、 その他		高潮対策	
3	佐伊津漁港海岸	天草市佐伊津町字明瀬地先	(水)	護岸消波堤		3.72		3.72			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
4	天草港海岸 (茂木根港区)	天草市本渡町広瀬地先	(港)	防波堤、防潮堤、護岸、突堤		1.64		1.64			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		侵食対策	
5	本渡港海岸 (下友地区)	天草市大矢崎地先	(港)	護岸		3.52		3.52			天草市の一部	住宅地、商業業務地 農用地、その他		高潮対策	
6	本渡港海岸 (本渡地区)	天草市東町地先	(港)	護岸		1.46		1.46			天草市の一部	住宅地、商業業務地 農用地、その他		高潮対策	
7	瀬戸海岸	天草市志柿町字郷内～瀬戸町地先	(建)	護岸消波工 樋門		1.13		1.13			天草市の一部	住宅地、商業業務地 工業地、その他		高潮対策	
8	志柿海岸	天草市志柿字野道～字野添地先	(建)	護岸突堤 消波工		1.21	2.6～6.3	1.21	3.3～6.0		天草市の一部	住宅地、商業業務地 農用地、その他		高潮対策	
9	志柿漁港海岸	天草市志柿町字野添～字平尾地先	(水)	護岸		3.41		3.41			天草市の一部	住宅地、商業業務地 工業地、農用地、 その他		高潮対策	
10	島子漁港海岸 (大島子地区)	天草市有明町大島子地先	(水)	護岸		2.38		2.38			天草市の一部	住宅地、商業業務地 工業地、農用地、森 林、その他		高潮対策	
11	島子漁港海岸 (小島子地区)	天草市有明町小島子地先	(水)	護岸		2.32		2.32			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策	
12	天草港海岸 (下津浦港区)	天草市有明町下津浦地先	(港)	護岸、堤防、 樋門		1.28		1.28			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		侵食対策	
13	天草港海岸 (上津浦港区)	天草市有明町上津浦地先	(港)	護岸、堤防、 樋門		1.94		1.94			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		侵食対策	
14	美ノ越海岸	天草市有明町上津浦字美ノ越～字平地先	(建)	護岸		0.94		0.94			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策	
15	下津江海岸	天草市有明町赤崎字影平～上津浦字美越地先	(建)	護岸突堤 消波工		1.70		1.70			天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「○」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年 2100年時点)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容	
16	天草港海岸 (赤崎港区)	天草市有明町赤崎地先	(港)	護岸		2.05		2.05			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		侵食対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
17	須子漁港海岸	天草市有明町須子地先	(水)	護岸 堤防		3.12		3.12			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
18	大浦漁港海岸	天草市有明町大浦地先	(水)	護岸 堤防		2.85		2.85			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
19	大浦港海岸	天草市有明町大間崎地先	(港)	護岸		4.95	2.6 ~ 6.3	4.95	3.3 ~ 6.0		天草市の一部	住宅地、農用地、森 林		高潮対策		
20	楠甫漁港海岸	天草市有明町楠甫地先	(水)	護岸 堤防		3.54		3.54			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
21	小仏海岸	天草市有明町楠甫宇島浦 ~楠甫宇汐越地先	(建)	護岸 樋門 突堤		1.88		1.88			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
22	上天草港海岸 (知十港区)	上天草市松島町今泉地先	(港)	護岸、防潮堤		1.58		1.58			上天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		
23	西目海岸	上天草市松島町合津地先	(農)	護岸、堤防 樋門、突堤 人工リーフ 人工海浜		1.30		1.30			上天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		施設の老朽化に対して局部改良による再整備を行い、必要な防護機能を確認し海岸利用との調和を図る
24	西の浦海岸	上天草市松島町合津西の浦地先	(建)	護岸、堤防、 樋門		0.09		0.09			上天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
25	一号永浦海岸	上天草市松島町合津永浦地先	(建)	護岸 堤防 樋門		0.57		0.57			上天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
27	樋合漁港海岸 (樋合地区)	上天草市松島町合津字樋合地先	(水)	護岸		2.17	2.8 ~ 6.0	2.17	3.5 ~ 6.0		上天草市の一部	住宅地、森林		高潮対策		
28	樋合漁港海岸 (永浦地区)	上天草市松島町合津字永浦地先	(水)	護岸		0.98		0.98			上天草市の一部	住宅地		高潮対策		
29	瀬高海岸	上天草市大矢野町中宇東満越 ~宇小泊地先	(建)	護岸		0.86		0.86			上天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
30	上天草港海岸 (小泊港区)	上天草市大矢野町中地先	(港)	護岸、堤防、 突堤		1.36		1.36			上天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		
31	鯨道海岸	上天草市大矢野町中宇鯨道~字 井保田地先	(建)	護岸		1.01		1.01			上天草市の一部	工業地、農用地、 その他		高潮対策		

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「○」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
32	上天草港海岸 (江後港区)	上天草市大矢野町中地先	(港)	護岸		1.03		1.03		別 図 参 照	上天草市の一部 住宅地、農用地 その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
33	山田海岸	上天草市大矢野町中宇汐垂～宇青山地先	(建)	護岸、堤防、突堤、消波工		1.70		1.70	上天草市の一部		住宅地、その他		高潮対策		
34	上天草港海岸 (江樋戸港区)	上天草市大矢野町上地先	(港)	護岸、防潮堤、突堤		1.57		1.57	上天草市の一部		住宅地、農用地 その他		高潮対策		
35	鳩之釜漁港海岸	上天草市大矢野町上宇鳩之釜地先	(水)	護岸		1.27		1.27	上天草市の一部		住宅地		高潮対策		
36	鳩之釜海岸	上天草市大矢野町上宇鳩之釜～宇大矢野岳地先	(建)	護岸 突堤		0.74		0.74	上天草市の一部		住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
37	野釜漁港海岸	上天草市大矢野町上瀬戸平～宇南地先	(水)	護岸 堤防		0.65		0.65	上天草市の一部		住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
38	湯島漁港海岸	上天草市大矢野町湯島字三本松～宇西の浜地先	(水)	護岸		2.94	2.8 ~ 6.0	2.94	3.5 ~ 6.0		上天草市の一部		住宅地、農用地、 その他		高潮対策 侵食対策
39	七ツ割漁港海岸	上天草市大矢野町上宇西大平～宇七ツ割地先	(水)	護岸 堤防		0.48		0.48	上天草市の一部		住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
40	七ツ割海岸	上天草市大矢野町上宇七ツ割地先	(建)	護岸		0.23		0.23	上天草市の一部		住宅、その他		高潮対策		
41	大手原漁港海岸	上天草市大矢野町上宇大手原～宇薬研追地先	(水)	護岸 堤防		0.29		0.29	上天草市の一部		住宅地、農用地 商業業務地、その他		高潮対策		
42	火崎海岸	上天草市大矢野町上宇火崎地先	(建)	護岸、堤防		0.73		0.73	上天草市の一部		農用地、その他		高潮対策		
43	串漁港海岸	上天草市大矢野町上宇江後～壺立字成合津地先	(水)	護岸 堤防		3.83		3.83	上天草市の一部		住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
44	賤の女海岸	上天草市大矢野町上地先	(農)	堤防 樋門		0.15		0.15	上天草市の一部		住宅地、農用地 その他		高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
45	白濁漁港海岸	上天草市大矢野町壺立字割蔵～宇柴尾地先	(水)	護岸 堤防		2.16		2.16	上天草市の一部		住宅地、農用地		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
46	大田尾海岸	宇城市三角町大田尾字嶽～宇瀬戸地先	(建)	護岸		2.36	4.0 ~ 7.9	2.36	4.7 ~ 7.0	宇城市の一部	住宅地、工業地、 商業業務地、その他	高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年 2100年時点)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
47	大田尾漁港海岸	宇城市三角町大田尾字西矢筈～字仏天川地先	(水)	護岸		1.48		1.48		別 図 参 照	宇城市の一部	住宅地	維持又は修繕の方法	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
48	小田良漁港海岸	宇城市三角町中村字前畑～宇東黒岩地先	(水)	護岸 堤防		0.31		0.31			宇城市の一部	農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
49	赤瀬漁港海岸	宇土市赤瀬町字平岩～字白瀬地先	(水)	護岸		0.34		0.34			宇土市の一部	住宅地		高潮対策	
50	平岩海岸	宇土市下網田町～赤瀬町字大田地先	(建)	護岸		1.49		1.49			宇土市の一部	住宅地、商業業務地、その他		高潮対策	
51	網田漁港海岸	宇土市戸口町字外平～下網田町字御興来地先	(水)	護岸 堤防		1.24		1.24			宇土市の一部	住宅地、農用地、森林、その他		高潮対策	
52	網田地区海岸	宇土市網田町大字下網田～大字長浜地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	1.64		1.64			宇土市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
53	長浜漁港海岸	宇土市長浜字小池～小松地先	(水)	護岸 消波工		2.67		2.67			宇土市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
54	長部田海岸	宇土市住吉町字長部田～長浜町字小池地先	(建)	護岸 消波工		0.40	4.0～7.9	0.40	4.7～7.0		宇土市の一部	住宅地、商業業務地、その他	高潮対策		
55	住吉漁港海岸	宇土市住吉町字長部田～字皷地先	(水)	護岸 堤防		2.97		2.97			宇土市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策		
56	住吉農地海岸	宇土市大字笠石地先	(農)	堤防、樋門		0.50		0.50			宇土市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
57	海路口海岸	熊本市南区海路口地先	(農)	堤防、樋門 消波工		3.02		3.02			熊本市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
58	四番海岸	熊本市南区畠口地先	(農)	堤防、樋門 消波工		1.64		1.64			熊本市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策		
59	鮎託海岸	熊本市西区沖新町地先	(農)	堤防、樋門 消波工		3.48		3.48			熊本市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策		
61	百貫港海岸 (小島地区)	熊本市小島地先	(港)	堤防、胸壁		1.71		1.71			熊本市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
62	百貫港海岸 (松尾地区)	熊本市要江地先	(港)	堤防、護岸、 胸壁		1.55		1.55		熊本市の一部	住宅地、農用地、工業地	高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
63	塩屋漁港海岸	熊本市河内町船津宇長崎～河内宇射崎地先	(水)	護岸		0.46		0.46		別 図 参 照	熊本市の一部	住宅地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
64	河内港海岸(船津地区)	熊本市河内町船津地先	(港)	護岸、堤防、離岸堤		2.27		2.27	熊本市の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
65	河内港海岸(小白地区)	熊本市河内町小白地先	(港)	護岸、堤防		1.87		1.87	熊本市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策			
66	小白海岸	熊本市河内町大字白浜トノ字～玉名市天水町大字小天宇江塘外地先	(農)	堤防、樋門		1.85		1.85	熊本市、玉名市の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
67	免受海岸	玉名市天水町大字小天宇五の切～字八の切地先	(農)	堤防、樋門、突堤		1.42		1.42	玉名市の一部		住宅地、商業業務地、農用地、森林、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
68	玉名横島海岸	玉名市大浜町字有明開～玉名市横島町大字横島字下干出地先	(農)	堤防、樋門、消波工	○	10.1		10.1	玉名市の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
69	共和海岸	玉名市滑石字共和～字九の割地先	(農)	堤防、樋門、消波工	○	2.68		2.68	玉名市の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
70	高道海岸	玉名市滑石字砥原～玉名市岱明町大字高道宇長保地先	(農)	堤防、樋門、消波工、突堤	○	2.75	4.0～7.9	2.75	4.7～7.0		玉名市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	
71	大正開漁港海岸	玉名市岱明町大字鍋大正開～大字高道大相地先	(農)	堤防		2.21		2.21	玉名市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策			
72	鍋海岸	玉名市岱明町大字鍋宇大正開～玉名郡長洲町大字上沖洲字塘外地先	(農)	堤防、護岸、樋門、消波工、突堤、人工海浜		2.61		2.61	玉名市、長洲町の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
73	新川漁港海岸(上沖洲地区)	玉名郡長洲町上沖洲字塘外～大字名石浜地先	(水)	護岸		1.33		1.33	長洲町の一部		住宅地、工業地、農用地、その他	高潮対策			
74	長洲港海岸(名石地区)	玉名郡長洲町大字名石浜地先	(港)	護岸、消波工、樋門		2.46		2.46	長洲町の一部		住宅地、工業地、農用地、その他	高潮対策			
75	長洲港海岸(西の塘地区)	玉名郡長洲町大字清源寺字外浜～大字名石浜地先	(港)	堤防、樋門		1.22		1.22	長洲町の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
76	長洲港海岸(港地区)	玉名郡長洲町大字長洲地先	(港)	護岸		0.49		0.49	長洲町の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
77	長洲港海岸(下磯地区)	玉名郡長洲町大字長洲地先	(港)	護岸、堤防		1.08		1.08	長洲町の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	高潮対策				

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《有明海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」 改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
78	一部漁港海岸	荒尾市大字一部～大字増永地先	(水)	護岸		0.63		0.63		別 図 参 照	荒尾市の一部	住宅地、農用地、その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の状況について、定期的に点検・評価を実施し、要員の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤(渚堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
79	荒尾海岸	荒尾市大字宮内出目字南外平～大字牛水字下磯地先	(建)	護岸堤防		4.72	4.0 ~ 7.9	4.72	4.7 ~ 7.0		荒尾市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
80	荒尾港海岸	荒尾市新四ツ山地先	(港)	護岸、堤防		3.41		3.41			荒尾市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、その他		侵食対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

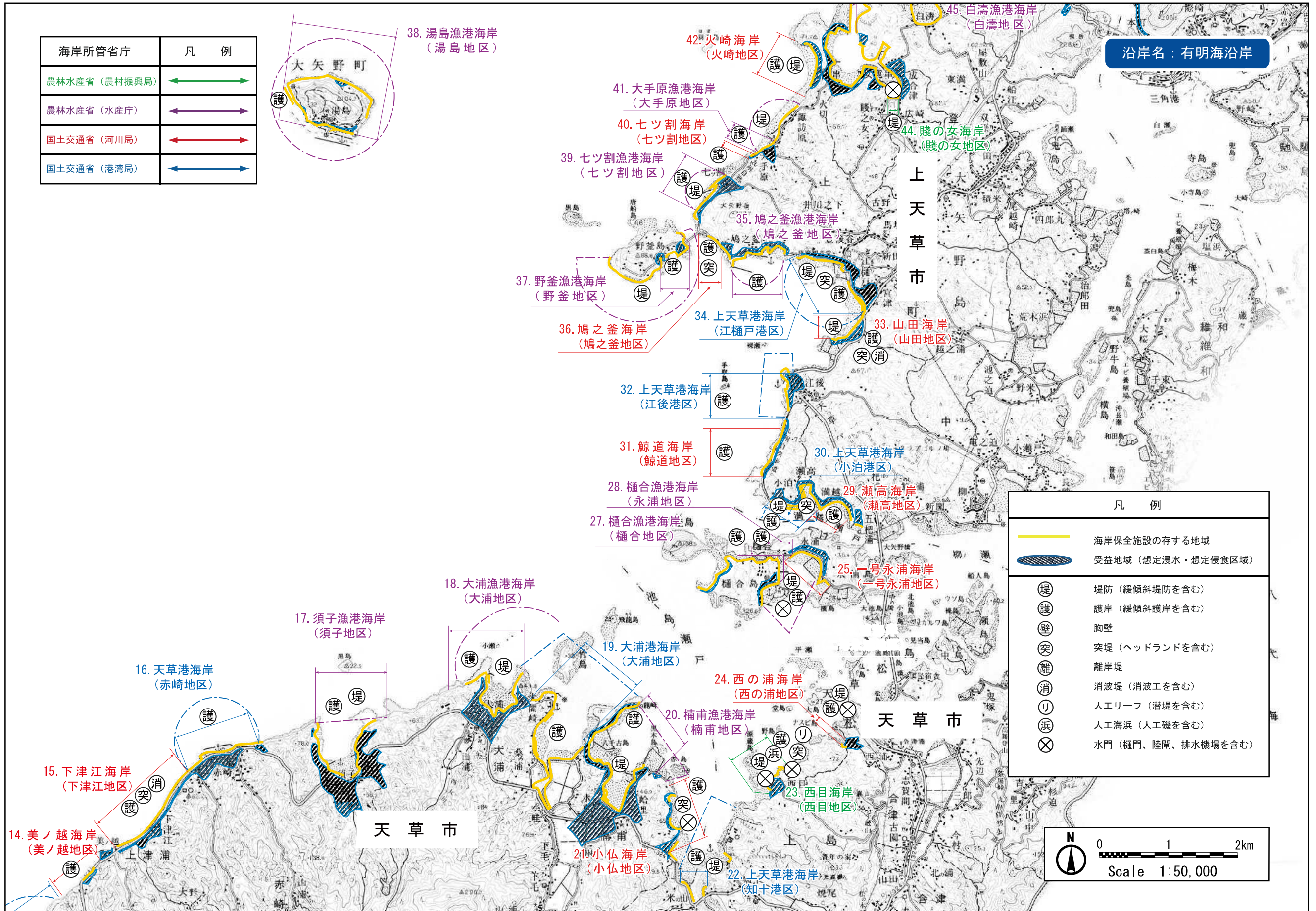


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：2/6

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：有明海沿岸

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	←→
農林水産省（水産庁）	←→
国土交通省（河川局）	←→
国土交通省（港湾局）	←→

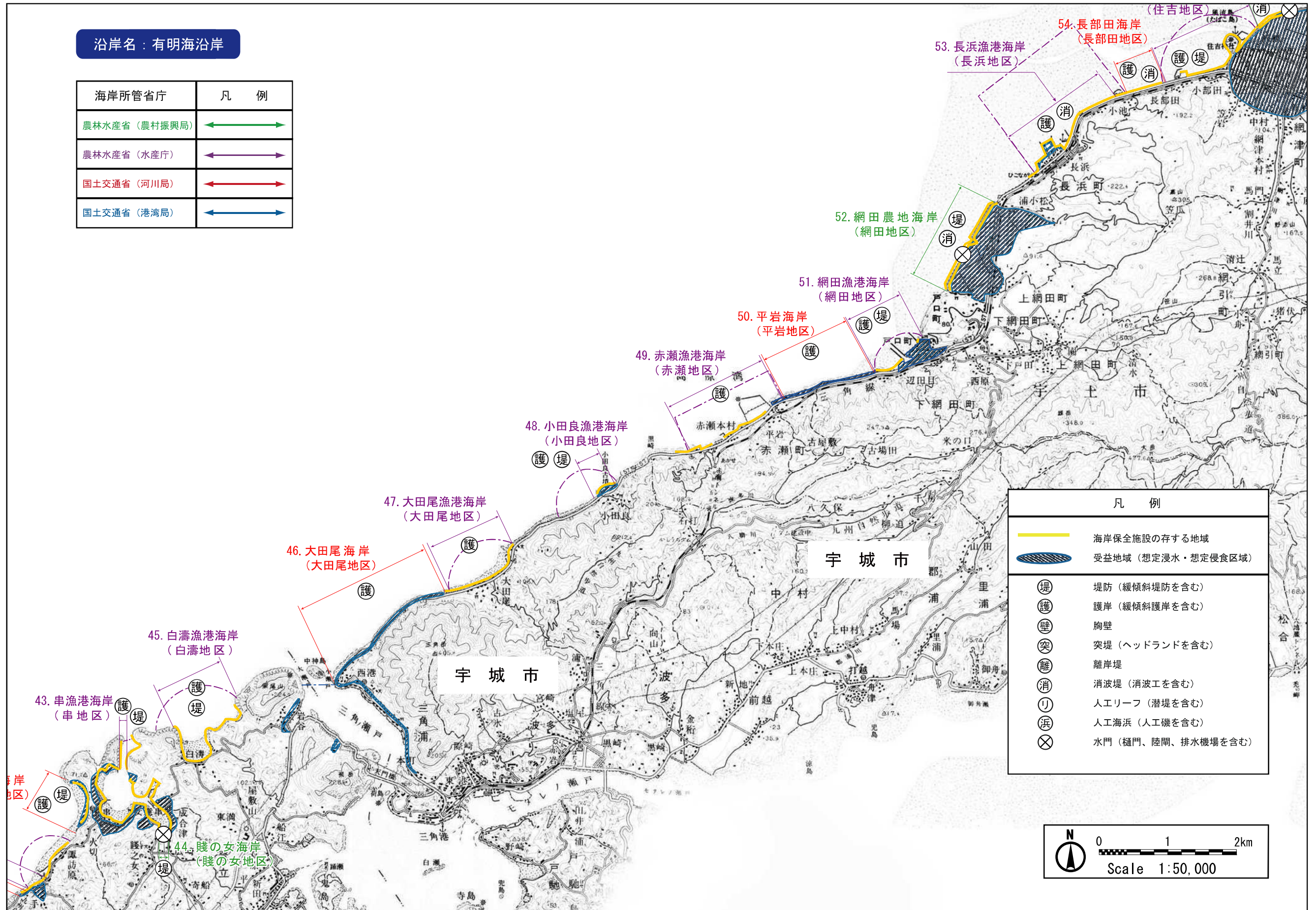
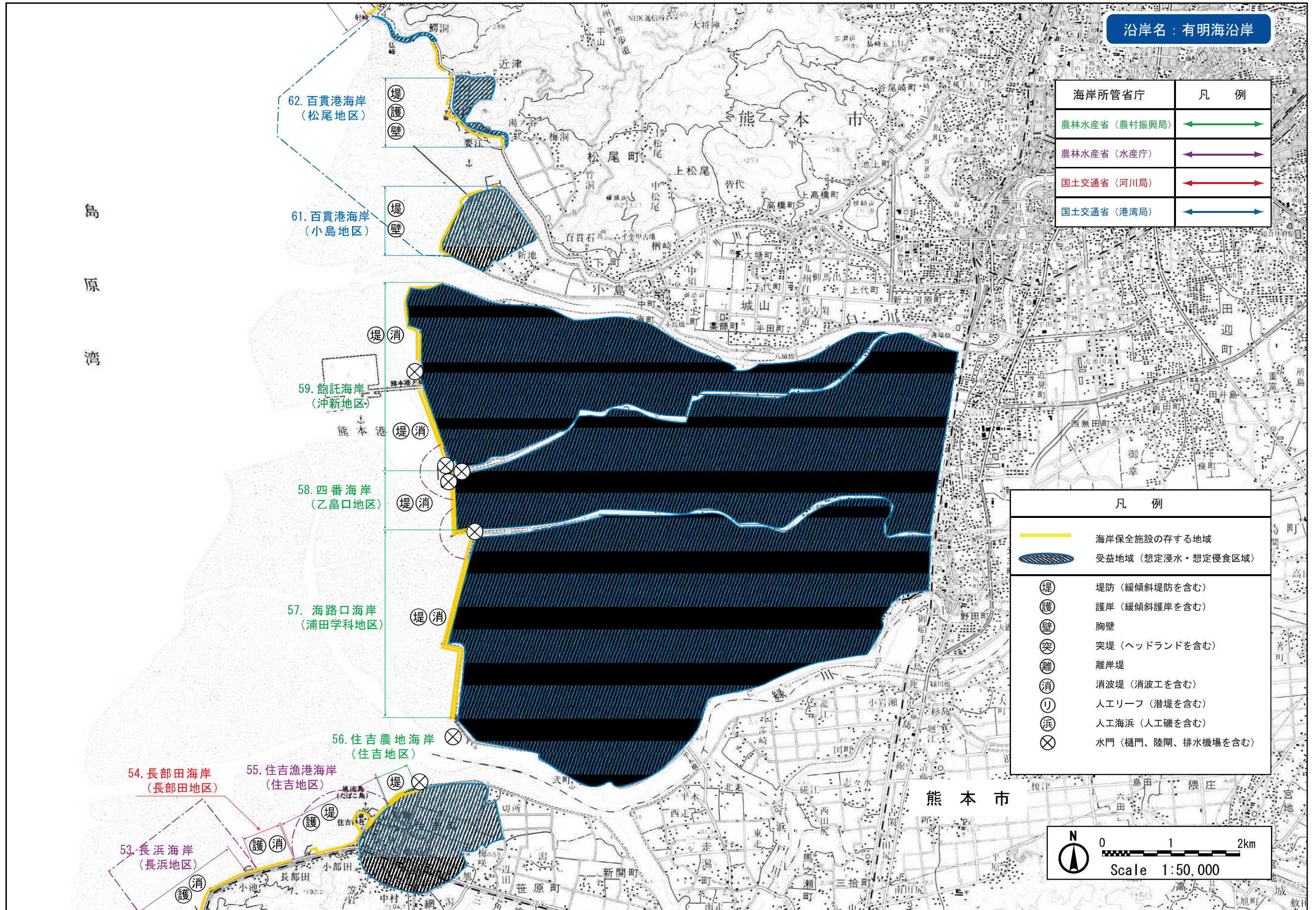


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：3/6

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



沿岸名：有明海沿岸

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	←→
農林水産省（水産庁）	←→
国土交通省（河川局）	←→
国土交通省（港湾局）	←→

凡 例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	人工海浜（人工磯を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）

図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：4/6

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

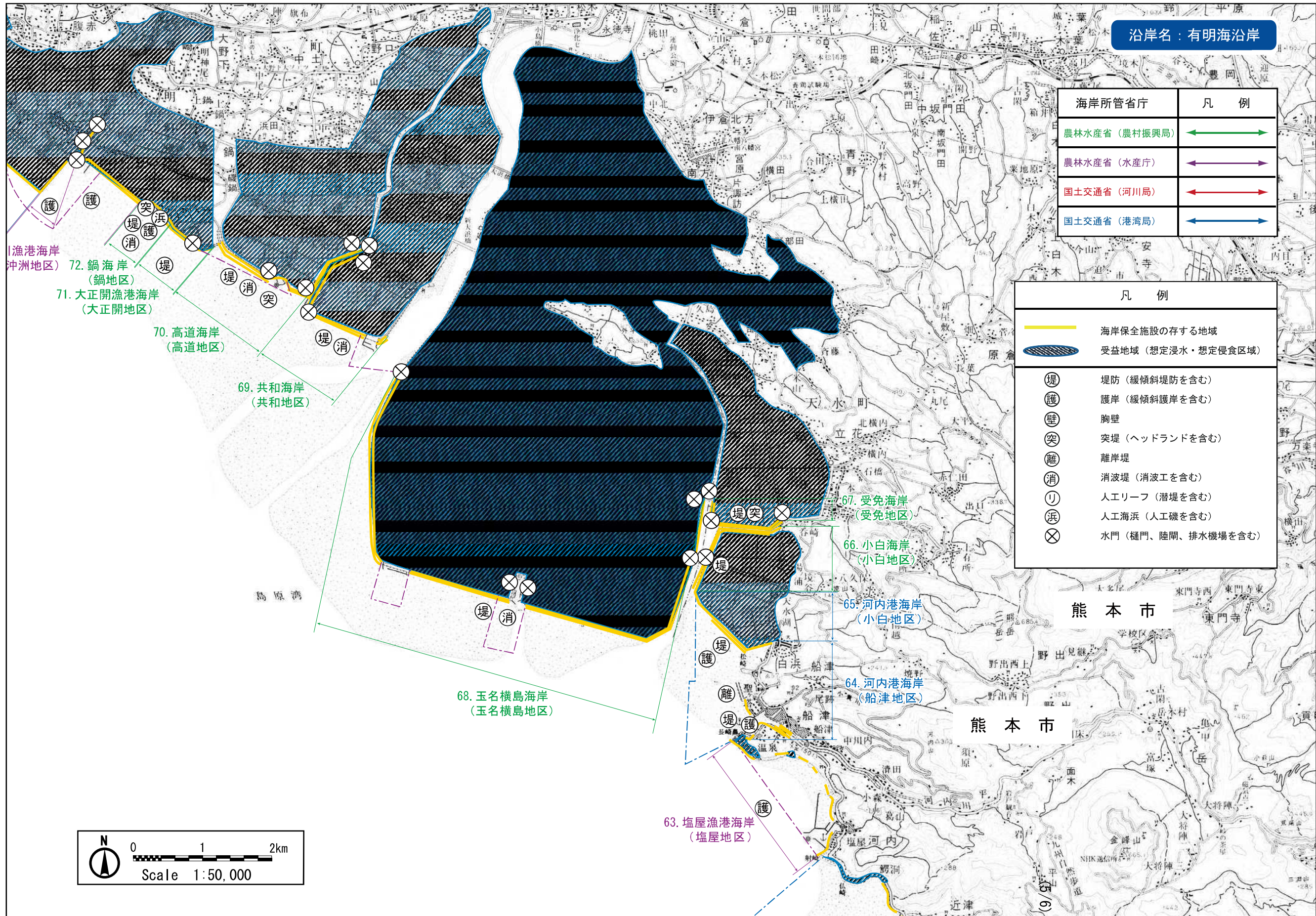


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：5/6

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

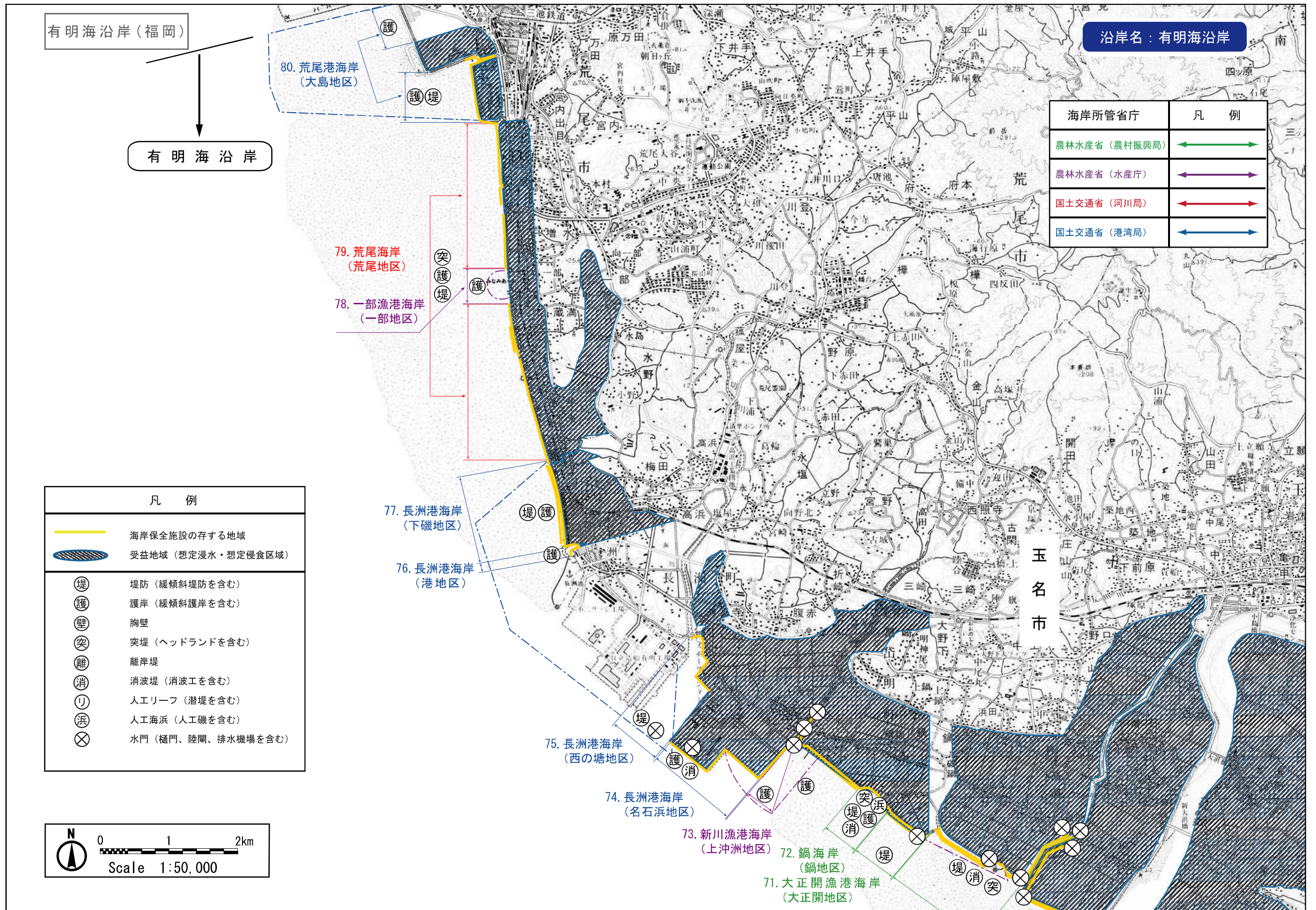


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：6/6

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」